

平成22年9月30日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

条 例

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（42・議員提出）…………… 2

この号で公布された条例のあらまし

◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第42号）

- 1 議員報酬月額を減額する特例措置を平成23年4月29日まで延長することとした。（附則第3項関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成22年10月1日から施行することとした。

条 例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年九月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県条例第四十二号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十二年九月三十日」を「平成二十三年四月二十九日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号